

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」という)並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」(以下、「認定法」という)の規定に則り、公益社団法人埼玉県柔道整復師会(以下「本会」という)が、その活動状況や財務状況等を積極的に公開し、公正で開かれた活動を推進するための情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(本会の責務)

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 この規程よって公開される資料を閲覧または謄写(法令において謄写が認められている場合及び本会が特に認めた場合)する者は、これによって得た情報を制度の趣旨に反して本来の目的以外に利用してはならない。また、個人に関する権利を侵害することのないように十分な配慮の下に取り扱わなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き及びインターネットのホームページへの掲載等の方法により必要な資料を公開する。

(公 告)

第5条 本会は、貸借対照表その他法令に定められた文書の公告を行う。

2 前項の公告については、定款第42条3項の方法による。

(公 表)

第6条 本会は、法令の規定に従い、理事及び監事の報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、「役員の報酬等及び費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第 7 条 本会は、法令の規定に従い、閲覧資料を事務所に備え置き、正当な理由を有する申請者に対し、その閲覧ないしはその一部の謄写を認めるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第 8 条 前条の事務所備え置きの公開対象資料は、別表 1 及び別表 2 に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に近い保管庫に常時備え置く。

2 別表 1、別表 2 の中で、「保存期間」を表示してあるものについては、その期間、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 9 条 本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、事務所の総務部とする。

2 閲覧の日は、本会事務所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、本会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧場所と日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 10 条 本会の情報公開に関する事務は、総務部長が統括管理する。総務部長は必要な場合に、情報公開事務担当者を指名し、事務の一部を分担させることができる。

(閲覧の申請手続き)

第 11 条 本会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書(様式 1)に必要事項を記載し、総務部長に提出する。

- 2 総務部長は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿(様式 2)に必要事項を記載する。
- 3 閲覧者からの資料について質問に対しては、その内容を文書にて提出してもらい、後日総務部長または、総務部長が指名した者がその説明に当たる。
- 4 前項の説明をする者は、本会の業務運営上重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めなければならない。

(費用負担)

第 12 条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし謄写を認める資料を本会の機器を使用して複写する場合は、本会は実費を請求できる。

(インターネットによる情報公開)

第 13 条 本会は、第 5 条から第 8 条の規定によるほか、広く一般の人々に対し、インターネットのホームページ等を活用し、広く一般の人々に対する情報公開に努めるものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細については別表 3 のとおりである。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管 理)

第 15 条 この法人の情報公開に関する事務は、総務部が管理する。

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 15 日総会決議)

別表1 誰でも閲覧できる事務所備え置きの資料

<注>「法」は一般法人法、「認」は公益認定法、「認規則」は認定法施行規則を指す

対象書類等の名称	期間	法令の主な規程
定款		法 156 条 認 21 条 4 項
役員及び会員名簿（* 1）		認 21 条 2 項・4 項
損益計算書（正味財産増減計算書）	5 年	認 21 条 4 項
事業報告・付属明細書・監査報告書		
貸借対照表		法 128 条(公告)
事業計画、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	1 年	認 21 条 1 項・4 項
財産目録	5 年	認 21 条 2 項・4 項
役員等に対する報酬等の支給基準	同上	同上
運営組織・事業活動の状況及び重要数値記載書類	同上	同上
特定費用準備資金算定根拠	同上	認 21 条、認規則 18 条 3 項
特定財産の取得・改良充当資金の明細		認 21 条、認規則 22 条 4 項
寄付等による受入れ財産・資金で寄付者の定めた使途に充てものの明細		認 21 条、認規則 22 条 5 項

別表2 閲覧者を限定できる事務所備え置き資料

対象書類等の名称	法律により閲覧を認められた者	期間	法令の主な規程
1 総会議事録	正会員及び債権者	10 年	法 57 条 2 項、4 項
2 理事会議事録	裁判所の許可を得た正会員及び債権者	10 年	法 97 条 1 項、2 項、3 項
3 会計帳簿	正会員（※ 2）	10 年	法 120 条 2 項、法 121 条 1 項
4 代理人を証明する書面（* 3）	正会員	3 ヶ月	法 50 条
5 議決権行使書（* 3）	正会員	3 ヶ月	法 51 条
6 全員同意の書面（* 3）	正会員	10 年	法 52 条

（* 1）会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

（* 2）総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員に限る会員

（* 3）いずれも総会の場合

別表3 ホームページにより公開する資料

1、定款
2、事業報告
3、事業計画
4、役員名簿
5、貸借対照表

様式 1

閲覧（謄写）申請書

公益社団法人埼玉県柔道整復師会
会長 殿

申請月日 平成 年 月 日

申請者 印

申請者住所 〒

電話番号

私（申請者）は、下記閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、
その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を
侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 事業計画書、収支予算書、資金調達及び見込みを記載した書類
3. 事業報告書・計算書類及び付属明細書・運営組織及び事業活動の状況の概要
及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員等名簿
7. 役員の報酬及び費用に関する規程
8. 特定費用準備資金算定根拠
9. 特定財産の改良・保有資金の明細
10. 議事録（理事会・総会）
(以下の書類は、債権者に限り閲覧・謄写ができます。)
12. 会計帳簿

様式 2
閲覧受付簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者名	備 考